

律門法化の地域的展開

長谷部幽蹊

序

明朝が興起してより後、律学は荒蕪の歎久しく、明末に古心如馨（一五四一—一六一五）が世に出で、乱脈偽飾の時弊をよそに、堅く梵律を持して、戒法の復興に先鞭をつけた。これと相前後して、龍池の法を紹ぎ、叢林の廢を起して派演の昌をみた密雲法派の急激な宗勢伸張の動きに刺戟され、古心の法孫達も漸く宗の体裁と内実の整備に着手し、この一門を南山律の正統を継承する地位に置かんとし、古心を仰いで中興の祖となし、宗統再編成の事業を推し進めた。かくして古祖下第八世の代には、律門が仏教の一宗として、禪門に比肩する社会的影響力をもつまでに発

展したのである。その間の経緯に関しては、先に少しく取挙げて論じた⁽¹⁾ごとくであるが、本稿では古祖派の律が江蘇を中心として、周辺の諸地域に法化を伸張させた次第を、とくに空間的拡がりに注目して考察を試みたい。

古心如馨が律学の弘布に着手した頃、禪門では少林下第三十七世から第三十八世に列次されている師僧達が宗門を荷担し、法化の盛を競つたのであるが、臨濟の一派はいち早く、常州、蘇州、江寧等、江蘇の一部の地に拠つて化を張り、やや遅れて洞門では無異元來下の諸師が江寧、淮安に洞上の宗旨を演べたが、以後両宗ともさらに広く周辺の地に教線を伸張せしめた。

これに対し律門は、宗の建前や性格が関係してか宗派の

編成ないし教化の態勢作りの面でやや立ち遅れを示している。古祖一門は、初め古来律学に有縁の地で、しかも禪の教化が十分及んでいなかつた江寧の地に拠つた。この一流は法源たる古林より発し、第二世の代には同府内の寶華山に進出し、さらに北は山西、河北の一部に灯を分つたが、古祖下第四世以降、寶華はむしろ古祖下の主要な法化の拠点をなし、徐々に東南に化を伸ばして常州に至り、『律宗燈譜』に臨濟兼宗として律祖の列に加えられている漢月法藏（一五七三—一六三五）を祖とする三峰派と親近関係を保ちながら、この一門が開拓した蘇州一円を化に潤し、北上して揚州、淮安から徐州に出で、やがて江蘇のほぼ全域に化を浸透せしめ、古祖下第五世以降に浙江、安徽の一部を加えるなどして次第に宗勢を伸張せしめるに至つた。ここでは『南山宗統』『律宗燈譜』『新續高僧傳』、寺志等の記述を手掛かりとして各世代ごとに古祖下一門の律化の地域的展開の経緯を述べ、明清時代における律宗の動向を探つてみることとする。

本題に入るに先立つて、上掲の表題の下に律門における師資関係と律院内での職掌位次等の問題について考えたい。明末に律学が復興され開壇受具の事が許されて以後しばらくの間は、剃度の関係の他は、単に比丘戒の授受を縁として生じた師資の関係が重視されていたとみられる。師資の関わりは、禪門と律門とでは自ら異なるが、律師の間では、剃度師と弟子、戒師と戒弟との二重の構造が存しただけである。そこでは各年度および春・冬の戒期における配班の別によつて列次編成された受戒者達が、同戒者としてある種のまとまつた群を構成していくに過ぎなかつたとみられるのである。

明末から清初にかけて、受具せんとする者は、剃度の寺庵を後にして古林・寶華等少数の律寺や大叢林に赴き、定式に則つて戒を授かり大僧となるのが例であつたようであるが、やがて広く地方に分散して授戒が行われるに至つて事情が変化を來したのである。古祖下第六世不群一の如きは、五戒・十戒から比丘戒に至るまで、一貫して靈躍律師

一 律門における師資の関係と職位序列

から毘陵天寧寺で授けられている⁽²⁾。つまり同じ場所で同じ師僧から戒を受けているのである。不群の場合は、師靈躍との間に血縁関係が存したことにもよるのであろうが、師資が全く单一の関係で結ばれているわけである。

禪門では、前述した漢月法藏の一門において、三壇頓授の制が布かれるようになつてから、叢林における剃度と授戒の制の一元化が進められ、それが宗派の飛躍的發展を促す一因をなした。そしてその事が部分的に律門の存在を無用化し、たとい一時的にせよ窮地に追い込む結果をもたらしたとみられる。律門において前記二大刹の他、各地の寺庵に相次いで戒壇が設立され、授戒が行われるようになつたこと、一部批判があつたにしても三壇授戒の制が取り入れられたことなどは、こうした状況における対応策の現れといえる⁽³⁾であろう。

律師の経歴を見るに、多くは受具してのち、一定の期間戒和尚に依止して戒法を学び、認められて首座、引禮師に補せられ、尊證阿闍梨から、教授・羯磨阿闍梨へと進み、あるいは監院となつて院事を理め、そのうち少数の有能にして高徳の師僧が請を受けて住持となる、というのが普通

に見られる出世の経路である⁽⁴⁾が、中には羯磨師から直ちに住持に推された事例もあれば、十分素質があり資格を具えていながら、監院として一生を終えた者もあつたようである⁽⁵⁾。

ところが律学の徒が受具の後、瓢笠を具して諸方の名山大刹を遍歴し、講席に列なり淨土・天台等の教を学び、宗匠に参じて心宗を究め印証されるの風が起ころるに及んで、律門の内部で剃度・受戒・嗣法を回つて師弟の関係が相互に複雑な様相を呈することになる⁽⁶⁾。律の学道はいわば静的で、ただ単に律を学び戒行を持つするというだけでは、著しい精神的緊迫感に欠け、心の高揚を経験することができないといった事情があり、とくに意欲的な学道者にとつては、宗教的欲求を充足し得ないというようなことが、教律禅兼修という事態を将来したものと推測されるのである。

かくして律学の真伝としての衣鉢戒本等の他に、禪門と同じく源流、付法の偈等が授受されるようになり、従前とは異なつた法縁が新たに生じ⁽⁷⁾、それらの脈絡関係を整理することが必要となり、やがて律門の燈譜纂輯のことにつながつたものと考えられる。

律門法化の地域的展開（長谷部）

かくして禪門において、六祖下某世、南岳下某世などと法系世数が表示伝承されてきたのと同様に、律門でも古祖下あるいは千華下の世代によつて整然と律祖が列次されることとなつた。律の燈譜における世次が法の授受の実際と齟齬したり、戒と法との関係が差池し、時に倒錯が認められるのは、燈譜整備の計画がにわかに浮上し、比較的短期間にそれがまとめられたらしいことを思わせる。

けだし律門における燈譜編述の業は、内には宗の内実の整備定型化と、自立態勢の確立を促すと共に、対外的にはそれが独立した一宗としての体裁を整えるのに役立つたとみられる。ただ時の経過に従つて、時処を同じくし、同じ戒師に就いて戒を受けた所謂同戒の関係にありながら、得法の関係その他により、いち早く住持となつて出世する者が現れるかと思えば、その下で教授、羯磨師を努め、そのまま世を終わる者もあり、永年教授・羯磨等の職に任じ、同戒の関係にある仲間の後を襲うて住持となつた者もある。

その場合、一世代後に位置づけられることも少なくない。

そこで受戒の年次・時期と、律祖としての世数との間にずれが生ずることとなり、受戒と世数との関わりが区区とな

り、初期に見られたような受戒を中心とした一律の基準が崩れ去る怖れも生じたのである。なお古祖下第七世期に至ると、戒の授受の他に嗣法の関係がしきりに取沙汰されるようになり、燈譜にもこれに関する記述が漸く目立つようになつてくる。律門の建前としては、当然受戒の関係を優先させて序列を定めたいところで、それ以外の要素が職位を規定する基準とされるのは決して望ましいことでなかつたに相違ない。⁽⁹⁾ 律門は宗の再編成の過程に禪門と深い関わりをもつたところから、その伝統や、禪門においていち早く定型化を見た慣行や制度等の影響もあって、律の本色に違背するような行道の方式が定着することになつたのであろう。その事は時の流れの然らしむるところで、いわば避け難い事態であつたともいえるが、一面そのことが現実的には律の宗勢の伸張を結果する要因をなしたもの否定し得ない事実である。

二 江南における禪律の法化

慧雲馨祖、いわゆる古祖の一門は、その第二世以降吳の地から兩淮に進出し、広く江蘇周辺一帯および京師に化を

布いたが、これらの地域には、相前後して臨濟さらに曹洞と、両宗の師僧が禪の宗旨を挙揚していたことが知られる。

濟家では笑巖德寶（一五一二—一五八一）が蘇州府吳縣支硎山十一都の地に茶亭を営み、これに普安禪林と命名した。ここにはやや遅れて密雲圓悟（一五六六—一六四二）とその嗣費隱通容（一五九三—一六六一）、木陳道玄（一五九六—一六七四）の三師が寓居した。よつて周靜香は後に本院を改めて三宿庵と名づけたという。『呉縣志』は、

笑巖寶の本院草創を崇禎元年としているが、志は萬曆九年に卒しているからそのことはあり得ない。恐らくそれは三宿庵と改名する時点に、費隱等が乃祖を勧請開山としたことから生じた誤伝であろう。なお漢月法藏およびその嗣孫は、広く蘇州一円に演化した。これについては改めて触ることにしたい。

笑巖門下の幻有正傳（一五四九—一六一四）は、古心よ

り八才年少ではあるが、古心に先んじて常州に演法している。師は萬曆元年に授業師樂安⁽¹¹⁾が謝世したので、制に従つて掩関すること三年の後、宜興荆溪の龍池山禹門禪院を開法した。禹門には密雲圓悟が普院し、密雲に次いで門下の

萬如通微（一五九四—一六五七）、箬庵通問（一六〇四—一六五五）、木陳下の旅庵本月（一六八六）の諸師が順次繼席しており、明末以降禪門の主流を形造った密雲法派の法源の地ともいべき所である。禹門に隣接した荆溪の磬山寺には、密雲の法弟天隱圓修（一五七五—一六三五）が開法し、その後天隱門下の箬庵通問（一六〇四—一六五五）およびその同學印中通授（一五九三—一六四二）と相承けて禪旨を挙揚した。

次に揚州府内では、興化県東門外龍珠禪院に、順治十三年、弘覺國師木陳道玄が駐錫し、勅召によつて師が北上して以後、その弟子森鑑徹（一六一〇—一六九三）が法席を董した。⁽¹²⁾ また木陳の法弟に当たる牧雲通門（一五九九—一六七一）は、蘇州西華山秀峰寺、常熟破山寺に住したが興化県永興里に、邑人戒之熙、徐自明等が同心に極樂庵を創するや、聘せられてここに宗旨を演べた。

洞門では、古心よりやや遅れて博山元來門下の一部が、淮南・蘇州方面に化を開いている。即ち崇乳道密（一五八八—一六五八）は、淮安府清江浦の檀度寺に入り、その法弟覺浪道盛（一五九二—一六五九）が後を承け、竹山道嚴

律門法化の地域的展開（長谷部）

（一五九四—一六五二）は、蘇州の興國、正覺、萬壽に晉住し、道嚴の法嗣南庵大依（一六一七—一六八三）も、淮安の觀音、湖心寺の倚舟堂を経て、清江の檀度（覺津）寺に入つて法席を董⁽¹⁴⁾し、同地の報恩寺にも開堂した。同門の靈燄大燭（一一六六三—）は、檀度に近い鉢池山後の洪福寺に演法している。

常州の東南に位置する蘇州の地には、三國時代から仏法が行われ、以後仏寺が多く建立されて長い歴史と伝統を以つて知られており、明代には産業の先進地帯として商業も栄え、江南文化の中心をなしていた。明末清初の間、禅律ともにこの地域に化を盛んにした。

前述した幻有は、萬曆三十一年前後燕山の普照寺に開法しており、密雲に法を承け、別に三峰の一派を打樹てた漢月法藏は、蘇州の鄧尉山聖恩寺、虞山三峰清涼院、北禪寺に歴住して禪旨を説き、また開壇して授戒した。その法孫は三峰を本拠として州内の瑞光、穹窿、拈華、報恩、白馬、白雀、海藏、崇教、興福寺の諸寺に開法し、さらに揚州、鎮江、常州と、江蘇一円に教線を伸張せしめたので、これらの地には禪律両宗が並び行われるに至った。古祖一門が

この地方に化を延ばすに当たり、古祖下一世の律祖の列に加えられ、臨濟兼宗の師とされている漢月法藏およびその一門から、種々便宜を蒙り、相援けて事に当たつたもののようである。

古祖下一世藏林性祇は漢月の同學で、蘇州の報國に灯を分ち、寂後西園の戒幢律寺に塔が建てられた。⁽¹⁶⁾ この時点で蘇州の律化は決して盛大であったとはいえないが、古祖下第四世代以降、獅林、眞諦、甘露律院等において弘戒の活動が展開され、華山に比肩される重要な拠点となつた。

いま清代に成立した『葉變記』によつて、当時における禪・律両宗の宗勢を窺つてみることにする。

凡そ大江以南に在るところの梵刹にして、叢林を称するものは実に千数を以つてゐるといわれてゐるが、そのうち禪を称するものは十の七、教を称するものが十の三、律を称するものは、百にあるいは一・二に過ぎぬ有様であったという。蘇州府内についても事情は大同小異であつたようだ、叢林は百数に上り、禪寺、教寺に対して律寺は、百に且く一を得ることすら難しい状況にあつたと伝えられている。

明末から清初に至るまでの百余年間に、臨濟曹洞の宗、天台賢首の教は天下に遍満するといわれたのに對し、律席はただ華山を称するに止まり、三昧・見月の両尊宿が相繼いで出でて海内に律宗の存在を知らしめたのであるが、これを承けて見月の会下に碧天書淨があり、起つて蘇州積善庵の請に応ずるに及んで律宗は漸く華山より以南に化を延ばすこととなつた。蘇の叢林が律を樹てたのは、實にこの碧天淨の積善庵より始まる、とさえいわれているのである。師は律学に新生面を開いた眞の律師と称された人で、その所住たる積善庵は、呉中の叢林に冠たるもので、律宗の尊と讚えられている。師は戒律精厳にして、一山の衆僧の威儀はまことに見るべきものありといい、優に華山の風を凌ぐと評されたほどである。

揚州では、天寧寺をはじめ八大刹の存在が世に知られ、その中には律寺である慧因寺も含まれているが、古祖下第五世以降は、江都県の石塔・舍利の両寺、寶應県の蓮池庵、興化県の般若寺、儀徵の隆覺寺等が律寺の中では注目されるようになつた。揚州は明代に至つて貿易港としての重要性はやや低下したとはいへ、依然として塩政の中心地として地位を保持しており、裕福な塩商達が所有する財力を文化活動に生かそうとしたところから、この地域の學術は、全盛期を迎えるに至つたとされている。⁽¹⁹⁾ 律学が繁興したのも、またこの時期に相当する。なお『律宗燈譜』所収の諸師の伝を見るに、従来と同様に政府の高官が塔銘の撰文に当たつている例が見受けられるが、その他に塩憲や郡中の搢紳から無名の商人耆庶までが登場し、護法層の拡大の傾向も看取される。この種の資料に、紳商耆庶の語が現れるのは、江南に化を開いた古祖下第七世の律祖の伝中に見るのは、用例が初出であると思われるが、禪門については極めて例が少ないので、それは律宗の庶民的性格の表れというべきであろう。

淮安府は揚州の北に当たり、中原に通ずる途上にあり、古くから、軍事経済の要地とされ、明代には漕運総督の駐留地で漕運業の拠点となり、商業が盛んで町が繁栄してい

たといわれている。ここには古祖下第四世以降、律祖達が聞思、普應、三界、觀音等の諸寺に拠つて化を布いた。さらに北方の徐州府では運河沿いにある宿遷県が舟運の便に恵まれ、古祖下四世湛一澄の住した極樂庵には、康熙の間、

律門法化の地域的展開（長谷部）

常住の僧衆すでに一千指を超えていたといわれ、淮河以北一千里のうち、第一等の律寺として注目されていた。⁽²¹⁾ この極樂庵のごときは、吾人が庵の名を聞いて想起し想像する仮寺の規模を遙かに越えたものであつたことが知られる。

それにも拘わらず庵名を用いたのは、あるいは商人達が由緒ある名刹大寺を意識し、遙って敢えて寺名を用いるのを避けたものとも考えられる。なお局部的な動きではあるが、古祖下第四世心空學は、明代後期から清代前期にかけて、商業活動を盛んにした新安商人の拠点の一部をなした徽州の地に毘尼を伝えたことが注目をひく。

けだし清代における律門の隆盛は、三峰派と同様に江南の商業経済の発展を背景とするものであつたとみられるのである。明代の商人は、すでに「賈道」⁽²²⁾の語を用いていたという。それは主として儒学との関わりにおいて論じられており、その合理的側面についてもマックス・ウェーバーの研究と関連づけて解説が試みられているが、仏法、とくに律門との関係については未だ注目されるまでに至っていない。しかし彼等が寺廟の修建を含め、かつて士大夫階級が独占していた事業や社会的機能を果たすようになつたこ

とが指摘されており、商人達が律門の檀越の中でもとりわけ有力な支持層であつたことは疑いない。

注

(1) 拙稿「明清両代の交における律宗再編成の過程について」『愛知学院大学教養部紀要』第三七卷第一号（一九八九）「明末以降における律宗の發展」同上、第三八卷第二号（一九九〇）

(2) 毘陵永寧寺不群通一の伝、『律宗燈譜』卷五一五四参照。これなど師弟が全く单一の関係で結ばれている少ない事例の一である。

(3) 但し三壇頤授の制が漢月の創始するところであつたかどうかは確言できない。

(4) 古祖下六世毓安の場合についてみると、首座、引禮、西堂、尊證、監司、教授、羯磨の諸職を経て住持に任せられている。

(5) 例えば潭柘山岫雲寺監院琮璋琳師のごとき。

(6) 桂昌は弟子を印証したとされており、數和の如きは得法の弟子二十三人を数えたといい、覺然善は治牧から付法されたと伝えられている。『律宗燈譜』卷四一三九、卷五一五一、卷六一四八、五〇。

(7) 松隱が治牧建に衣鉢源流を受けたのはその一例である、

『律宗燈譜』卷五—三九。

(8) 瑞林暉は古祖下第四世定庵に就いて受戒しているが、古祖下の世代では一世を隔てて第六世に列次されている。同じ古祖下第六世紋玉慧は、第五世松隱に受戒している。このように同戒者同志の間でも律の世代の上で不一致が生ずるに至っている。それが付法の関係に左右されるものであるとすれば、律の本道から外れているといわねばなるまい。

(9) 極端な例外ではあるが、靈峰福住は雲浦珠の師に当たる人である。雲浦は靈峰の後を承けて壽聖に住しているが、世代は逆転した形になつており、雲浦は古祖下第七世、靈峰は第八世に列次されているというごとき不順も存する。

(10) 吳秀之等修『吳縣志』三六下—三、民國二十一年鉛印本。

(11) 樂安悅を指すか。幻有は上堂に際して笑巖、樂安両師に上香供養している。

(12) 院は勝湖里にあり。旧名準提庵。清可立『興化縣志』一九—三一a。

(13) 上掲書、卷一九—三二。康熙二十四年、住持元吉は諸生戒駿等と共に、三峰派に属する天寧寺雪悟上思（一六三〇—一六八八）を延いて駐錫せしめ、本院を雪悟に付したと伝えられている。

(14) 清・葉長揚修『淮安府志』卷二二下—六二。

(15) 拙稿「三峰一門の隆替」愛知学院大学論叢『一般教育研

究』第三一卷第四号、第三二卷第一号、第三三卷第二号、第三三卷第三号、第三三卷第四号。

(16) 旧歸原寺の所在。もと徐泰時（一五四〇—一五九八）の有であった西園をその子溶が捨てて寺となし、復古歸原寺を称したが、崇禎八年に興建され今名に改められたという。清・李銘皖等修『蘇州府志』卷四二—二。

(17) ただし律寺の数は、時期によつて若干増減があり、消長がみられたものであろう。前掲『蘇州府志』所収の仏寺は、大小合わせて二五三ヶ寺を数える。そのうち叢林がどれほど

の割合を占めていたかは不明である。同志卷四一—四四参照。(18) 蘇州府閨門外五里、白蓮涇にあり。水利に恵まれた所で、中期以降商業地として注目された。

(19) 大谷敏夫『清代政治思想史研究』二二七頁。

(20) 古祖下第七世揚州慧因寺實長伝、舍利牧山實省伝、『律宗燈譜』卷六—五五、五八。

(21) 『律宗燈譜』卷三一—三。明復編『中國佛學人名辭典』附件(三)二三七頁。

(22) 古く漢の韓嬰『韓詩外傳』四、梁『文選』「沈約奏彈王源文」等の用例が知られている。

(23) 余英時『中國近世宗教倫理與商人精神』一六一頁。

三 弘律活動の地域的展開

ここでは初めに『律宗燈譜』の記述に基づいて、古祖下各世有録の諸律祖開法の寺庵とその所在を、それぞれ世代別にまとめて表示し、次いで各巻の首部に収める目録に名を止める諸師のうち、地名・寺名が明記されているもの、記載に不備があつても前後の関係から所在を確認し得るものをこれに加えて合算し、律門の法化の地域的発展展開の経緯を時期を追つて跡づけてみることにする。なお考察の対象とする時代は、明と清の両代に跨るが、明代は末葉の一時期だけで主体は清代にあるから、寺庵の所在地の表記は概ね清代の行政区画により、また検索の便を考えて府名を冠記し、それに省名を加上して表示することにしたい。

古祖下諸律師世代別所在地一覧

例 言

一、律宗燈譜の地域表記は、繁簡区区不統一であるから、一律にこれを地址判別上適当な規模とみられる府州に置き換え、さらに上位行政区画としての省名を冠記する。

		世代	地域（省・府）	寺名	師名
II	II	II	江蘇	江寧	天隆
山西	江蘇	II	江蘇	江寧	古心如馨
太原	蘇州	II	揚州	順天	愍忠
永明	蘇州	I	江蘇	江寧	大會永海
澄芳遠清	福建	II	江蘇	江寧	極樂
	報國	II	江蘇	江寧	蓮宗性相
	茂林性祇	II	江蘇	江寧	寶華
	古林	II	江蘇	江寧	三昧寂光
	隱微性理	II	江蘇	江寧	

一、配列の順序は顧祖禹『讀史方輿紀要』による。但し便宜上ここでは江蘇と安徽を別立する。

一、本譜中に寺名のみを録するもの、記述が不具で所在地の比定が困難なものは「不詳」とする。

一、名のみを留め、本師および該當師僧所住の地・寺名の記載を共に欠くものは、「号譜のみ」の項に含める。

一、目録中、本師の下に名のみを録する諸師については、本師の所在地に含め、（理由は後述）計数を括弧に入れて示す。

一、記載の不備なものについても、師資その他前後の関係から所在の明らかな者は、当該省府に含める。（多少の誤認は予想される）

II	不詳	三義	蘊空	馨
古祖下第二世	目錄所收分	香水	大圓	曇
江蘇・江寧1、蘇州1。 ⁽¹⁾ 不詳	2。			
古祖下第二世	省府別合計 ⁽¹⁾			
河北・順天1。江蘇・江寧4、蘇州2、揚州1。山西・ ⁽²⁾ 不詳2。不詳、(目)と同じ。				
III	河北	順天	愍忠	大空性滿
III	河北	順天	廣濟	玉光寬壽
III	江蘇	江寧	寶華	見月讀體
III	江蘇	江寧	吉林	印含性璞
III	江蘇	常州	天寧	香雪戒潤
III	安徽	徽州	慈光	大圓性壽
古祖下第三世	目錄所收分			
河北・順天2。江蘇・江寧1 ⁽⁷⁾ 、揚州1、鎮江1。				
安徽・六安1。山西・太原1 ⁽¹⁾ 。河南・懷慶 ⁽³⁾ 1。湖北・ ⁽⁴⁾ 荊州1。江西・南康1。福建・福州1。不詳4。号諱のみ、(目)み7 (8)。				

古祖下第三世	省府別合計	河北	順天	廣濟	萬鍾海祿
		河北	順天	廣濟	道光正會
		江蘇	江蘇	江蘇	定庵德基
		江蘇	江寧	吉林	寶華
		江蘇	淮安	長安	廣濟
		江蘇	江寧	增	道光正會
		江蘇	淮安	獨愚真賢	定庵德基
		蘇州	江寧	聞思	寶華
		蘇州	江蘇	獅林	廣濟
		蘇州	蘇州	真諦	道光正會
		徐	蘇州	慧宗書秀	定庵德基
		徐	蘇州	碧天書淨	寶華
		太平	蘇州	極樂 ⁽⁵⁾	廣濟
		太平	蘇州	湛一性澄	道光正會
		徽州	蘇州	雲居	定庵德基
		徽州	蘇州	成拙性德	寶華
		杭州	蘇州	翠微	廣濟
		杭州	蘇州	心空海學	道光正會
		昭慶	杭州	昭慶	定庵德基
		宜潔書玉	昭慶	宜潔書玉	寶華
古祖下第四世	目錄所收分				
河北・順天4。江蘇・江寧 ⁽⁵¹⁾ 、揚州2、蘇州1、常					

律門法化の地域的展開（長谷部）

州2(5)。山西・太原1(1)。府名不詳1。不詳1。
号諱のみ1(57)。

古祖下第四世 省府別合計

河北・順天6。江蘇・江寧2、淮安1、揚州2、蘇州3、常州2、徐州1。安徽・太平1、徽州1。山西・太原1。府名不詳1。浙江・杭州1。不詳、号諱のみ(目)と同じ(57)。

V	V	V	V	V	V	V	V	V	V	V	V
江蘇	河北	河北	河北	河北	河北						
揚州	揚州	淮安	淮安	江寧	江寧	江寧	順天	順天	順天	順天	順天
石塔	般若	聞思	普應	吉林	慈應	寶華	瑞應	岫雲	岫雲	岫雲	岫雲
撫性學倫	玉文照碩	宏範溥訓	友疊溥範	藏林海華	眼聞通明	松隱真義	檀波性澄	德彰道林	止安超越	振寰招福	

古祖下第五世
目錄所收分

河北·順天14(15)、江蘇·江寧2(22)、淮安2(3)、
揚州4、蘇州4(5)、常州4、徐州3(5)。安徽·鳳
陽1、山東·萊州1。山西·太原(1)、府名不詳⁷2(8)。
河南·懷慶(1)。江西·瑞州1、南康1。浙江·杭州
4(27)、嘉興2。不詳13(87)。

古祖下第五世 省府別合計

河北・順天18。江蘇・江寧5、淮安4、揚州7、蘇州6、常州5、徐州5。安徽・鳳陽1、徽州1。山東・萊州1。山西・府名不詳2。江西・瑞州1、南康1。浙江・杭州4、嘉興2。不詳、(目)と同じ(87)。

古祖下第六世 目錄所收分

河北·順天15(35)、保定1。江蘇·江寧7(5)、淮安
10(2)、揚州19(25)、蘇州6(6)、常州4(6)、鎮
江1、徐州3(16)。安徽·鳳陽4、泗州2、徽州1。
山西·太原2、寧武1、遼州1、府名不詳4(1)。河南·
懷慶1。浙江·杭州1(18)、嘉興(1)。福建·福州1。
廣東·湖州1。不詳21。号諱のみ1(115)。

古祖下第六世 省府別合計

河北·順天20。保定1。江蘇·江寧9、淮安12、揚州23、蘇州8、常州5、鎮江1、徐州4。安徽·鳳陽6、泗州2、徽州2。山西·太原2、寧武1、遼州1、府名不詳4。河南·懷慶1。浙江·杭州1、福建·福州1。廣東·

不詳、号諱のみ、(目)と同じ
(115)。

VII	VII	VII	VII
江蘇	河北	河北	河北
江寧	順天	順天	順天
寶華	淨土	岫雲	岫雲
珍輝實琢	璣如	瓊瑩	靜觀圓瑞

律門法化の地域的展開（長谷部）

VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI	VI
江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	河北	河北	河北	河北
徽州 ^⑧	徐州	徐州	常州	蘇州	蘇州	揚州	揚州	揚州	揚州	淮安	江寧	江寧	順天	順天	順天	順天	順天	順天	順天
常樂	瑞雲	極樂	永寧	興福	真諦	觀音	寶勝	石塔	隆覺	聞思	普應	慈應	寶華	瑞應	岫雲	岫雲	岫雲	岫雲	岫雲
緣鶴照宏	藥屋實懿	慧徹道福	不群通一	智宏然理	天慧通能	紋玉照慧	自庵本素	朗清通和	治牧洪建	聞慧常智	洞聞	璇璋心觀	閔緣常松	瑞林祥暉	恆實源諒	毓安源福	洞初澄林	本然明壽	

律門法化の地域的展開（長谷部）

江蘇	江寧	慈應	僧樹實培
江蘇	淮安	隆覺	敷和普悅
江蘇	淮安	聞思	御章海注
江蘇	天寧	覺然	善
江蘇	慧因	曉聞實長	
江蘇	舍利	牧山實省	
江蘇	揚州	極樂	太初來照
江蘇	常州	壽聖	雲浦祥珠
江蘇	徐州	瑞雲	大樗如果
江蘇	徐州	圓覺	慧海宗深
不詳	黃石	悟明普開	
古祖下第七世 目録所収分			
河北・順天3 (18)、江蘇・江寧3 (4)、淮安4 (11)、	江蘇	江寧	寶華
揚州20 (73)、蘇州12 (40)、常州3 (10)、鎮江2 (1)、	江蘇	淮安	文海福聚
徐州5 (13)。安徽・鳳陽1 (7)、泗州1、寧國1。山	江蘇	揚州	聞思
西・太原1 (10)、寧武1、隰州1、府名不詳1 (10)。	江蘇	揚州	聚用眼文
河南・懷慶(1)。浙江・杭州2 (9)、湖州(1)、不	江蘇	揚州	隆覺
詳51。号諱のみ3 (208)。	江蘇	揚州	岫叟福清
	江蘇	揚州	寶坊
	江蘇	揚州	壽聖
	江蘇	徐州	靈峰福住
	江蘇	徐州	極樂
	江蘇	徐州	印可因貴
古祖下第八世 目録所収分			
河北・順天1 (5)、江蘇・江寧3 (1)、淮安2 (1)、	江蘇	瑞雲	宏濟振融
揚州17 (46)、蘇州3 (29)、太倉州(1)、常州3 (7)、	江蘇	瑞雲	智朗福元
鎮江1 (20)、徐州4 (12)。安徽・鳳陽(1)、寧國2 (5)、			

古祖下第七世 省府別合計

河北・順天6。江蘇・江寧5、淮安6、揚州23、蘇州12、
常州4、鎮江2、徐州9。安徽・鳳陽3、泗州1、寧國
1。山西・太原1、寧武1、隰州1、府名不詳1。浙江・
杭州2。

不詳、号諱のみ、(目)と同じ(208)。

徽州 1。山東・萊州 1。山西・太原 3 (5)、寧武 (1)、
府名不詳 5。浙江・杭州 1 (18)。不詳 43。号諱のみ 7 (152)。

古祖下第八世 省府別合計

河北・順天 1 (5)。江蘇・江寧 4 (1)、淮安 3 (1)、
揚州 19 (46)、蘇州 3 (29)、太倉州 (1)、常州 3 (7)、
鎮江 1 (20)、徐州 8 (12)。安徽・鳳陽 (1)、寧國 2 (5)、
徽州 1。山東・萊州 1。山西・太原 3 (5)、寧武 (1)、
府名不詳 5。浙江・杭州 1 (18)。

不詳、号諱のみ、(目) と同じ (152)。

14 (6)、蘇州 7 (3)、常州 1 (16)、鎮江 (8)、徐州
2 (9)。安徽・鳳陽 1、泗州 1。山西・太原 (1)。浙
江・杭州 (4)、紹興 1。不詳 11。号諱のみ 26 (119)。

古祖下第九世 省府別合計

河北・順天 3。江蘇・江寧 7、淮安 7、揚州 16、
蘇州 7、常州 1、徐州 3。安徽・鳳陽 1、泗州
1。浙江・紹興 1。不詳、号諱のみ、(目) と同じ (119)。

X 無録

古祖下第十世 目録所収分

河北・順天 13 (35)、江蘇・江寧 2 (7)、淮安 3 (9)、
揚州 2 (20)、蘇州 (2)、常州 (6)、徐州 1 (2)。安
徽・太平 1。山東・濟寧州 (7)。不詳 4。号諱のみ 6 (88)。
古祖下第十世 省府別合計

目録所収分と總て同じ。

XI 無録

古祖下第十一世 目録所収分

河北・順天 (3)、江蘇・江寧 (1)、淮安 (4)。 (8)

古祖下第九世 目録所収分

河北・順天 2。江蘇・江寧 6 (59)、淮安 5 (13)、揚州

律門法化の地域的展開（長谷部）

古祖下第十一世 省府別合計
目録所収分と総て同じ。

ここに主たる史料として取挙げた『律宗燈譜』は、師承

に関しては比較的充実しているが、地・寺名にはさほど関心がなかつた故であろうか、記載事項に少なからぬ疎漏が認められ、律門の地域的発展を跡づけるのに、必要にして十分な材料を提供するものとはいひ難い。『南山宗統』にせよ、『新續高僧傳』の関係部分にせよ、その点について大同小異で、しかも他にこれを補うに足る資料が乏しい

現状では、律門の教化活動の全貌を十全な形で把握する術がないといわねばならない。

号諱のみを挙げる例は、古祖下第四世以降次第に増加し、第七世に至つて頂点に達し、以下遞減の方向を辿る。見月の法嗣として古祖下第四世に列次されている六十八名のうち、号諱のみが記されている律師は五十一名の多きに及ぶ。その存在をどう解するかで大勢が左右されることになりかねない。

明清時代叢林には、禪と律とを問わず数百から千数に上る僧衆が住むのは稀ではなく、授戒が行われる前後の時期にはその数はさらに増大することになる。これだけの僧衆を指導監督する監院、序職、執事等も当然多く、常時少なくとも七十を越えていたとみられるのである。授戒の録に所在の地が明記されていないことに起因するのであって、この地の律寺が廃絶したのではなく、律師が存在しなかつた訳でもない。現存の資料によつて律宗の寺庵と律師の動向を確認し、地域別に数量化して表示しようとすれば

記載の不全なものについては切り捨てるか、不詳として扱う他はないであろう。前後の連がりや、師資の関係から所在を追跡できる者は別として、寺名は同似のものが多いから特定が困難だからである。

号諱のみを挙げる例は、古祖下第四世以降次第に増加し、第七世に至つて頂点に達し、以下遞減の方向を辿る。見月の法嗣として古祖下第四世に列次されている六十八名のうち、号諱のみが記されている律師は五十一名の多きに及ぶ。その存在をどう解するかで大勢が左右されることになりかねない。

けたものであろう。所在が記されていないのは、それが当時の叢林における慣行となつていたところから、一いち断する必要がないと考えられていたか、あるいはこの種の書を編述する者にとつて自明の事であつたからであろう。ここで寶華と記すれば却つて住持と混同される恐れもあり、空白とする他はなかつたともいえよう。ただそれを立証する確たる証拠を提示することができないので、ここにはしばらく該当する世代の、叢林所在の府と件数等が記された部分の末尾に、括弧してそれぞれ数を付記することにする。

というのは、仮にこの部分を不詳扱いにすると、所在が確認される分の一倍半弱が切り捨てられることになり、これに不詳号諱のみ、とする数を合算すると切り捨て部分は三倍近くに及ぶこととなる。⁽¹¹⁾ それでは統計的資料としての意味をもたないものとなる。この操作は、そうした難点を幾分か解消し、補整することに役立つであろう。古祖下第五

世江寧・寶華の定庵基、杭州・昭慶の宜潔玉、京都・圓光の法輪演、山西・千壽の震化鑑、第六世揚州・石塔の撫生倫、京都・瑞應の檀波證とその門下についても、同様な事情が伏在していると考えられる。

如上の観点から、住持がその会下に号諱のみを留める多くの律師を擁しているのは、その叢林の法化が盛大であった一証左といえるのであり、従つてその数の多寡は叢林の盛衰を秤量する手掛かりとなるであろう。これら大叢林の住持の法嗣の若干に地名寺名等が付記されている。それらは他山の請に応じて開戒し弘律の事に従つた者で、当該府州にその数を挙げたが、記述の不備な部分については、师资の関係や地縁その他の連がりを辿つてつとめて確認をなし、項目を分ち、世代毎に整理按配した。従つて『律宗燈譜』の記述そのままではない。上掲の表にはなお疎漏が少なくないであろうし、誤認の存するのを私かに恐れる者であるが、明末以降における律門叢林寺庵の世代別の推移隆替、弘律活動の実情を探る上に参考となれば幸いである。

結

古祖下の南山律の一流は、江寧古林庵に戒源を発し、第二世の代に三昧寂光が同府内の寶華山に、別に千華の河源を開き、同門の諸師は周辺の揚州、蘇州に化を弘め、北は河北順天、山西太原に及んだ。太原は派祖古心が近圓を求

めて五臺に歩礼し、文殊菩薩に見え大戒を親授されたといふ因縁による。

第三世下、この一門は京師の愍忠から廣濟に灯を分ち、

江寧寶華に在つては見月體の戒雷四辺に響徹し、一派隆昌の基を築き、その同學は中州龍潭、晉陵天寧、江西雲居など、第二世の律祖が開戒した地域及びその周辺の地に化を延ばした。ただ西林、霍山、金剛、玉泉等⁽¹²⁾、記述の簡略なものについては他に確認する手掛かりを見出し難いのであり、可能性の高い所が想定されるに止まる。

第四世において特筆に倣いするのは、見月下の六十八人にして上る法嗣の存在である。そのうち十六師が上記の諸地域の他、江蘇では淮安、揚州、徐州、安徽太平、浙江杭州内の律宗の叢林寺庵に化を開き、寶華の戒光を宇内に照映せしめた。

第五世の間、順天府内には、里諺に、「先に潭柘あり、後に幽州あり」と謳われた城西の名山潭柘寺が中興され、以後歴世古祖の法燈を承継したのであり、寶華山でも定庵の会下に四十人の嗣を出し、うち二十三師が他山に開戒しており、京師の瑞應、圓光、山西の千壽寺、江寧慈應、

鳳陽龍興、揚州般若、石塔、同蓮池、徐州瑞應、杭州昭慶の諸大刹に灯を分ち、昭慶宜潔は三十九人の法嗣を出しており、これらの律寺は何れもその後長く灯を伝えている。

第六世代には、寶華が門下の数の上で劣勢を示す感は免れないが、戒期には毎回数千余指の僧徒が四方より来山したと伝えられている。他に揚州石塔、般若、江寧慈應、徐州瑞雲、順天瑞應、極樂、鳳陽龍興の諸寺が化を盛んにし、順天府では瑞應檀波證下に三十四、揚州石塔撫生倫下に二十八人の嗣を出し、他に揚州寶坊、徐州極樂、杭州昭慶、蘇州真諦、淮安聞思等の諸律寺の存在が注目され、新たに毘陵永寧靈躍の一派が勃興したが、第六世以降には揚州律学の盛況がとくに目を引き、順天、蘇州、徐州がこれに次ぐ勢いを示している。

第七世に至るや分枝が漸く繁茂して底辺が拡がりを見せ、全体として見れば揚州に化を開いた律師が突出しており、その数七十三で化盛を誇り、そのうち大聖、南山の両寺に新たに開戒がなされている。寶華山は閔縁松下にやや劣勢を挽回し、眞州隆覺は治牧の下に二十七人の嗣を出しており、蘇州真諦二十三、常熟興福二〇、揚州南山二〇、太原

吉祥一四、順天瑞應一〇、毘陵永寧一〇、杭州昭慶一〇、揚州寶勝九、寶應蓮池九、山西千壽八、揚州大聖、徐州瑞雲各七、の順となつてゐる。

第八世以降は何れの地域についても宗勢が衰え、法化は漸く不振の方向を辿るが、揚州はなお首位を保つてゐる。そのうち敷和悅が儀徵隆覺に化を張り、門下に二十四師を擁し、蘇州眞諦二〇、新たに興つた寧國壽泉寺宗明徹は嗣

十四人を数え、次いで、杭州開化寺一〇、鎮江海潮寺一〇、同府總持庵九、淮安圓覺庵九、蘇州般若庵九、同府北禪寺九、太原吉祥寺七、等が主要なものとして挙げられる。

第九世に至り、江寧寶華では、第八世文海福聚が先に詔に応じて入京し、皇壇を開いて戒子千八百余人に伝戒したこともある。南山の祖道再び振るい、法嗣は八十三人の多きを数え、うち二十九師が他山の請に応じ弘律の事に従つた。これに次ぐのが淮安闡思聚用文門下の十九人、常州天寧天玉下十七、鎮江海潮寺至誠利の嗣八、寧國臺泉寺五、揚州般若庵五、となつており、揚州の律門も漸く翳りを見ることとなつた。なお徐州壽聖寺靈峰の法嗣は一人を録するのみであるが、師は萬壽調梅、西方不二両大德から法

門の大器として期待された人でその門庭は殷盛であつたとみられるのである。⁽¹³⁾ 第九世代では文海が命を奉じて京師の法源に皇戒を開いた時、就いて襄事に従つた理筠、天月、德増等文海の嗣が南北に祖道を振起した。理筠、天月は、寶華、法源にそれぞれ先緒を継ぎ、德増は揚州吉祥院の廢を起こして高宗より智珠寺の額を賜い、華山の一大支派を成じた。

第十世は、前述した理筠が十一人、天月は五十の嗣を儲け、南北両京に相対時して化を競い、德増も六人の嗣を出した。同学の澹園復聞、誠朴、涵空、碧淳等の諸律師が、毘陵法雲、揚州慈雲寺、任城玉露庵、淮安觀音寺、同府三界庵に拠つて化門を開いたことが知られるに過ぎない。

第十一世、『律宗燈譜』には僅かに六人の名を録するのみである。ただこの部分は後刷本に補添されたものであるが、他に記録洩れも少なくないよう⁽¹⁴⁾で、この時期における律門の実態を悉してゐるとはいい難い。

注

(1) 前条目録所収部、有録の分を加えた数。

律門法化の地域的展開（長谷部）

(2) 所住の寺名を挙げるも寺庵の所在が明らかならざる分。

本師の住地が記されているものについては府名の推定は可能であるが、同名の寺庵も少くないので確実なもの以外はすべて「不詳」とした。

(3) 河南省は俗に中州と呼ばれた。『石刻資料新編』河南・中州の条には十府三州を收めている。そのうち龍潭を称する仏寺としては、懷慶府濟源縣に在るそれが挙げられる。『石刻資料新編』18、一二七九〇上。今はしばらくこれに比定。なお揚州府内に中州山があるが恐らくは当たらない。中洲は別処。

(4) 括弧内の数字は、各律師の本師の所住たる叢林の在地に仮託したものである。

(5) 極樂庵は宿遷県にあり。宿遷は明代には淮安府、清代には徐州府に属した。『讀史方輿紀要』は宿遷を江南淮安府に隸している。古祖門下では第四世以降の諸師は清代に在世しているから、ここには徐州に配した。

(6) 通州と記するもの、1を含む。江蘇にも通州なる地名は存するが、法輪下はほとんど総てが河北に弘律しているから、ここにも配当して置く。

(7) 府名は挙げず、ただ山西千壽寺と記す。不詳の項に一括することも考えられるが、ここには五世から八世に至るまでの諸師が灯を継ぎ、化を盛んにしているところから、とくに別に項を設け考を俟つ。なお地志類には、同省内に千壽寺の

存在を指示するものが見当たらない。

(8) 伝中に常樂の所在は記されていないが、韻松蓮城融に付法された後、師の所住近くに開化したとみられるところから、しばらくここに配当。但し授業師如心が常樂に住していたとされるから、縁鶴の本貫たる山東省兗州府仙源縣内に在る可能性もあるが、法嗣の所住地との関係からも徽州内とするのが妥当であるように思われる。

(9) これに『新續高僧傳』に収める一名を加えれば、七十名となる。

(10) 近代の律宗叢林では、序職一四、執事四八の数が挙げられている。H. Welch, *The Practice of Chinese Buddhism*. p. 421.

(11) 計数は、所在確認分、四一六、本山に仮託した分 一〇二七、不詳 一五〇、号諱のみ 五一となる。

(12) 例えれば霍山には、河南臨汝縣西南、山西霍縣東南、安徽霍山縣西北などがあり、玉泉は順天宛平縣西北、湖北當陽縣西、蘇州東陽のそれらが挙げられる。

(13) 『律宗燈譜』卷七一二九、『新續高僧傳』卷三一所収の伝参照。

(14) 以下に『律宗燈譜』に名の挙げられていない主要な律師を、世代別に収録しておく。

古祖下一世

昭慶承芳律師、雞足大覺和雅眞利。

古祖下三世

順天廣濟恒明性美、廣陵五臺靜觀書禎、湖州白雀弱庵。

古祖下四世

房山上方蒼林常岫、順天廣濟德光湛祥、玉泉一聖復初湛仍、長沙嶽麓彌嵩讀燈、黃山雲嶺師古普信。

古祖下七世

順天潭柘靜海印徹、同潭柘了然行修、同潭柘月朗海亮

古祖下八世

順天潭柘永壽廣福、同潭柘西峰印吉

古祖下九世

江寧古林智賓本、順天潭柘壽光源祝、同潭柘心純真常、同

潭柘棟昌元魁、同潭柘慈雲普德

古祖下十世

順天潭柘慶然顯珠、江寧古林普悟澄。

古祖下十一世

江寧古林繩遠綺

第十二世以下省略

付録

以上に地域を中心とした弘律活動展開の状況を世代別に概観したが、さらに範囲を狭く限定して、府州内の叢林寺庵の名を列挙し、前述したとこどと併せて、律門法化の動

向を明らかにする資けとしたい。

主要律寺一覧

例言

一、律寺は燈譜の他、『新續高僧傳』、諸寺の志に収録される律師の所住を含む。

一、府名の下のアラビア数字は、当該府内の寺院に住持となつた律師の総数を表す。

一、寺名の下の数字は、確認し得た限りにおける当該寺庵の住持の数を表す。

一、初めに府名寺名を挙げるものを一括して列挙し、次に県郷鎮名を付記するものを挙げる。

一、山・寺名を記するも地址が確認できないものは省いて載せない。

一、庵・院から寺へ変更されている場合は、初めの称呼による。

例 古林庵。

一、寺・庵等の記を欠くものはそのままの形とする。

一、重要と思われる一部の寺庵については、所在の地、ないし、概ね確かにみられる地址を註記し校勘に備える。

一、同名の寺庵がある場合は列記し置く。

I 河北省

順天府

88

律門法化の地域的展開 (長谷部)

愍忠寺	2	觀音寺	2	黑塔弘慶寺	1	斗姥閣	1	極樂寺	3
(4)				圓光寺	1	潭柘岫雲寺	1	玉泉山	
山二聖庵	1	瑞應寺	1	圓廣寺	1	淨土殿	2	大悲庵	
庵	5	廣濟寺	5	祇園寺	1	靜妙庵	1	宏祥庵	
延壽庵	5	仰山寺	1	靈光寺	2	法源寺	3	仰山	
廣清寺	1	海淀隆福寺	3	祕魔崖	1	玉泉	1		
東安縣	龍泉	1							
通州	1								
霸州	千佛	1							
涿州	普慶寺	1							
房山縣	上方山寺	1	觀音	2	康寧	1			
鯉州	盤山	2	上方寺	3					
定府	1								
江蘇省									
崇府	61								
極樂寺	5	吉祥寺	1	古林庵	19	慈應寺	4	普德寺	
2	孤舟庵	2	高座寺	1	大報恩寺	1	天隆寺	2	
觀音寺	2	三藏殿	1	文昌庵	1				
句容縣		(18)							
寶華山	隆昌寺	19							

淮安府	聞思寺 ¹⁹	26
清河縣	普應寺 ⁽²⁰⁾	2
鎮海院	布金	1
射陽縣	永寧寺 ⁽²²⁾	1
漣水縣	法華寺	2
廣利院	觀音寺	1
廠庵	三界	1
彌陀寺	吉祥院	4
93		

總持庵	2	慈雲寺	2	寶寧院	1	普福庵	1	智珠寺	1
開元寺	6	三聖	4	澄月	1	大悲院	4	慧因寺	
寶嚴庵	1	寶勝寺	1	建隆寺	2	法源寺	1	寶	
寧院	2	敬佛庵	2	壽安寺	1	東隱庵	1		
江都縣		福田律院	2	五臺律院	1				
儀真縣		隆覺寺	3	天寧寺	1				
儀徵縣		寶坊寺	7	地藏	4				
高郵州		高旻寺	1						
寶應縣		蓮池庵	3						
興化縣		白衣庵	3						
		般若庵	4						
蘇州府	41								
吳縣		報國寺	1	獅林寺	1	瑞光寺	1	真諦寺	7
		(32)		(33)		(34)		(35)	

律門法化の地域的展開（長谷部）

代州 永明寺 1 祕魔巖⁽⁵⁵⁾ 1 五臺山⁽⁵⁶⁾ 2

祥寺⁽⁵⁸⁾ 3 清涼寺⁽⁵⁹⁾ 3

鎮海寺⁽⁵⁷⁾ 1

VIII 浙江省 吉

杭州府 15

寧武府 2

正果寺 2

祥符寺⁽⁶⁴⁾ 1

淨慈寺⁽⁶⁵⁾ 1 開化寺 1

杭縣 昭慶律寺⁽⁶³⁾ 7

湖州府 1

海寧縣 4

平陽府 1

隰州 天寧寺⁽⁶⁰⁾ 1

嘉興府 1

白雀寺 1

潞安府

遼州 石佛 1

虎嘯寺⁽⁶⁶⁾ 2

大同府 1

山陰縣 性源 1

福州府 2

廣東省

鼓山湧泉寺⁽⁶⁷⁾ 2

X 廣東省

長沙府

嶽麓寺⁽⁶¹⁾ 3 2

潮州府 2

獅吼寺 2

XI 雲南省

永州府 1

荊紫峰 1

大理府 1

太和縣 雞足山大覺寺⁽⁶⁸⁾ 1

XII 雲南省

南康府

雲居寺⁽⁶²⁾ 2 1

廬山 1

VII 江西省

注

- (1) 唐代幽州鎮城東南隅、子城東門の東に建つ。憫忠寺、次いで順天寺と名づく。さらに大憫忠寺と改め、雍正十二年法源を称す。現宣武門教子胡同南口東側、法源寺後街。
- (2) 府の西にあり。旧名黑塔寺、正統元年改建、『大明一統志』卷一一二四(天順五年刊原刻影印本)。
- (3) 外城眞武廟西に在り。『光緒順天府志』一六一三六。
- (4) 一は西直門外高梁橋西三里、上掲『順天府志』一七一九。一は大興県安定門街東にあり。『畿輔通志』卷一七八、古蹟・寺觀一。
- (5) 宛平縣西八十里(旧都西七十里)に在り。潭柘林に因んで名を得、晉に嘉福、後唐龍泉、元皇統中萬壽、明天順中、再び嘉福、清康熙中、潭柘山岫雲寺。『中國佛寺志』一一四四、『舊都文物略』名蹟略下三九。
- (6) 山は順天府宛平縣西北三十里にあり。『明一統志』一十九。
- (7) 德勝門簪兒胡同にあり。光緒『順天府志』皇城寺觀一六一三七。
- (8) 金代西劉村寺、明天順中重建弘慈廣濟と名づく。現北京市西城區阜城門内大街東口、西路院内に三層の漢白玉石製の戒壇あり。
- (9) 西山八大刹の一、『舊都文物略』名蹟略下(二八)参照、他に北京城郭外平坡寺下、および府西三十里覺山にあり。
- (10) 金代棲隱寺、仰山嶺に在り。
- (11) 海淀、北京西直門外一帯の地、圓明園、頤和園の所在。
- (12) 宛平縣西、翠微山後一里、盧師山半に秘魔崖あり。大石空に嵌するもの幾んど二丈ばかり、嶺上に證果寺あり。『畿輔通志』一七八、寺觀七五。
- (13) 蓟縣西北二十五里にあり。臧氏等編『古今地名大辭典』一一二頁。
- (14) 唐刹、盤山崖堯峰東にあり。また上方感化寺と称す。上掲畿輔、一七九、寺觀四八。
- (15) 城北定淮門内馬鞍山の東、吉祥里左にあり。
- (16) 府城南門外雨花台梅岡上に在り。呂燕昭等修、『重刊江寧府志』卷一〇一九a。
- (17) 城南十里安德鄉西、『江寧縣新志』一。
- (18) 府治東六十里、句容縣北六十里。前掲府志、卷一〇一八b。
- (19) 府治西湖嘴にあり。僧蘭孟の創建するところ。大悲庵を称す。康熙四十四年、聖祖南巡に際して宏範恭しく帝を迎え、額を賜う。乾隆十年前後、その法嗣聚用法席を主る。
- (20) 清・葉長椿等修、『淮安府志』卷二六一九b。
- (21) 府城の東南隅に在り。漕撫吳公維革建立。
- (22) 鹽城縣治北一百步に在り。
- (23) 鹽城縣治西十八里に在り。
- (24) 揚州府城東五十里。

律門法化の地域的展開（長谷部）

- (25) 府城の南、揚子橋。
- (26) 揚州新城拱新門外に在り。
- (27) 府治東南の地、旧馬監巷。
- (28) 儀真新城汊河の北。清・崔華等編『揚州府志』卷一九一
一五。
- (29) 揚州新城拱新門外に在り。
- (30) 揚州城東門外運河の辺に在り。
- (31) 安江門外十五里、三汊河西岸茱萸湾側。康熙中寺額を賜
う。揚州八大刹の一。禪宗四大叢林の一。明末啓禎期、密雲
の門下が法席を主つたが、清代天慧實徹（一六八三—一七四
五）が入つて席を董すに及んで法門頓に昌大となる。民國初
期にお沃田を多く有し、富裕なること東南に甲たるものがあ
つたが、官紳がこれに注目し、のち興学を口実に尽く寺産
を没収されるに至つた。褚柏思『天下名山錄』、明復『中國
佛學人名辭典』歴代塔寺道場略誌塔参照。
- (32) 府学の西に当たる南園の遺址にあり。吳秀之等修『吳縣
志』卷三六。
- (33) 府城東南隅にあり。
- (34) 吳縣盤門内、開元寺南の地。
- (35) 長州縣閨門外五里、白蓮橋涇にあり。初め積善律院と
称す。康熙三十五年寺額を賜う。
- (36) 元和縣城東北隅にあり。
- (37) 吳縣の西南十二里、上方山下。
- (38) 虞山の第三峰南嶺前岡にあり。
- (39) 縣の西北九里、虞山の北嶺にあり。
- (40) 新城通吳門外にあり。順治六年、三昧寂光の嗣香雪戒潤、
山内に九蓮閣を建つ。陳王璉『常州府志』卷一八一八。
- (41) 府城東南三十五里的地。
- (42) 府城東北九里にあり。
- (43) 縣の東北三十五里、一名金牛山。
- (44) 肅縣の東南七十里、皇藏峪にあり。
- (45) 同名の寺刹四を数える。即ち沛縣高房集南、同夏鎮北、
豐縣城西四十里、銅山縣城東南隅の諸寺がそれである。
- (46) 治の北方馬陵山にあり。順治十一年に、見月の嗣湛一性
澄（一六一六—一六八四）が入院して律化を弘めた。康熙中
常住すでに千指を踰ゆと伝えられ、盛時には二十万畝の田地
を所有していたともいう。然るに清代末期、欧人によつて寺
門は破壊され、寺産を侵され、さらに民国期に興学の風盛ん
となるに及んで換えて学校となさんとし、またこの挙に便乗
して在地の士紳の侵すところとなり、住持慧先等、抗するも
獄に死し、かくて寺僧は四散し、境内の一部は軍舎等に充て
られるに至つた。天野元之助『支那農業經濟論』上・六八。
- (47) 邳州旧城大隄上にあり。
- (48) 府城東三里、盛家山の南にあり。
- (49) 虹縣城東南隅にあり。

(50)

県の東二十里、一名東石山。清・魯銓等修『寧國府志』卷一〇一一七。

(68) 賀川県西北百里、雞足山中の紫雲山にあり。

(51)

府の西北三十里、黃山朱砂峰下にあり。『安徽通志』卷一二五、『黃山志』卷二。

(68)

賀川県西北百里、雞足山中の紫雲山にあり。

(52)

同上黃山翠微峰の麓にあり。

(68)

賀川県西北百里、雞足山中の紫雲山にあり。

(53)

即墨東南六十里にあり。

(68)

賀川県西北百里、雞足山中の紫雲山にあり。

(54)

労山の東部に位置する那羅延山（別名華嚴山）の西南麓にあり、山中に寺廟は多いが、当山は唯一の仏寺として知られている。崇禎の間、即墨の人、黃宗昌の建立にかかる。

(68)

賀川県西北百里、雞足山中の紫雲山にあり。

(55)

台西四十余里の地にあり。印光修訂『清涼山志』卷二一六。

(68)

賀川県西北百里、雞足山中の紫雲山にあり。

太原府代州五臺縣東北四十里。

台杯鎮南山の腰部、鎮を距てること五杆の地。

中台南麓清涼橋にあり。

平陽府城西方、吉州城南にあり。

善化縣西、嶽麓山上にあり。

建昌（↓永修）縣、雲居山頂にあり。

錢塘縣城門外溜水橋の西にあり。

仁和縣、錢塘門外虎林山側。

錢塘縣西南南屏山慧日峰。

嘉興府石門（↓崇德）縣。

閩縣東三十里、鼓山白雲峰中。